

陳情文書表

令和4年第3回神奈川県議会定例会

令和4年9月26日

陳情番号	122	付議年月日	4.9.20
件名	葉山港の指定管理者候補選定の検証について陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>葉山港の指定管理者候補はコンプライアンス上の重大な問題を抱えているため、選定プロセスを検証して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>令和4年9月5日の記者発表で、葉山港の指定管理者候補が選定されたことを知りました。しかし、当該事業者については様々な法令違反行為が発覚し、横須賀市から過怠金を徴収され県からも各種の指導を受けている事業者です。これは各種報道でも周知の事実です。</p> <p>県「港湾の設置及び管理等に関する条例」第20条では、指定管理者の指定の基準として「(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。」と定めています。また、今回の指定管理者の募集に際しては、過去3年間に生じた重大な事故又は不祥事について応募事業者より報告する書式もありました。にもかかわらず、同社が選定されたのは極めて不自然であり、同社が法令違反行為を適切に報告していないか指定管理者選定審査委員会において法令違反行為を過小に評価されたとしか考えられません。</p> <p>同社は、議会が定めた条例を知りながら破り、占用料の支払いを逃れようとし、漁協を隠れみのにみんなの海を私物化してきた事業者です。この度の県議会令和4年第3回定例会で同社を葉山港の指定管理者として契約する議案が議決されれば、一種の「お墨付き」を与えることにもなります。そして「結局は、やったもん勝ち」となれば県の信頼性を揺るがします。また、遵法意識の低い事業者が指定管理者となることには、再び違反に手を染めて県の評判を下げるレピュテーション・リスクがあります。加えて、同社が法令違反行為を行ってきたことは既に新聞等で公知であり、コンプライアンスの観点から葉山港の利用を控える企業・個人も想定され、財務リスクも負うこととなります。</p> <p>何卒、同社の法令違反行為の数々を把握して選定プロセスを検証頂き、かしのがないことを確認できるまでは議決なさらぬよう衷心よりかん言申し上げます。</p>			

陳情番号	1 2 3	付議年月日	4 . 9 . 2 0
件名	鎌倉市由比ヶ浜地下駐車場の地下2階駐車スペースの閉鎖時有効利用について陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>鎌倉市由比ヶ浜地下駐車場は海水浴シーズンやゴールデンウィークなどの繁忙期を除いて、地下2階の駐車スペースを平日には閉鎖しているようです。</p> <p>そこで、閉鎖時の由比ヶ浜地下駐車場の地下2階を用途外で活用することをご提案いたします。具体的には、ラジコンカーのコース、卓球場、スケートボード練習場、ドローンレース場等の移動可能な構造物によって実現できる遊技場が考えられます。</p> <p>上記の例の構造物は、いずれも駐車スペースにして2～3台ほどの場所があれば集約して保管できます。</p> <p>地下2階閉鎖時には広く配置して遊技場として利用し、繁忙期には集約保管して駐車場営業の妨げにならないものと考えます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>鎌倉市由比ヶ浜地下駐車場の地下2階は、100台ほどの駐車スペースを擁しているにもかかわらず、ゴールデンウィークや海水浴シーズンと土日祝日を除いて閉鎖されているように見受けられます。</p> <p>由比ヶ浜地下駐車場のように完全屋内で天井も高く、なおかつコンクリートで整地され空調も整っているという環境は探してもなかなか見つかりません、様々な利用方法が考えられ、閉鎖のままではあまりにもったいなく思われるのです。</p> <p>工夫次第で、マリレジャー以外の遊び場所が少ない鎌倉市の海沿いに、地域の子供も大人も遊べる場所を創出できると思われます。</p> <p>また、平日に地下2階を遊技場として開放することで、遊技場利用客による地下1階の駐車利用も増えることが期待され、収入面でも駐車場運営に貢献できると思うのです。</p> <p>私はスケートボード愛好家で、スケートボード練習施設が近所に欲しくて陳情しますが、他の用途でも構いません、駐車場の空きスペースを有効に利用していただきたいのです。</p> <p>ご検討いただけると幸いです。</p>			

陳情番号	124	付議年月日	4.9.21
件名	どんな障がいがあっても安心して豊かに暮らせる地域共生社会づくりについて陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
1 陳情の要旨			
(1) 地域共生社会の考え方			
<p>「施設から地域へ」は国の方向性でもあり、今後の県施策の方向として大切ですが、「施設か地域か」という二項対立ではなく、地域でどのように暮らすかが基本です。地域の中に、グループホーム、入所施設、一人暮らしの場など、多様な暮らしに場があり、それを一人ひとりのライフサイクルに沿って使い分けることが出来る社会が望まれます。入所施設で暮らしたいと希望する人の意思も尊重されるべきであり、「地域生活移行」は入所者にとって豊かな暮らしを支える諸条件が整った結果としての選択肢の一つであり、強いられるものではありません。国連勧告が出ましたが、今の日本の現状では、地域福祉を支えるセーフティーネットの拠点としての入所施設は必要です。</p>			
(2) 地域の暮らしを支えるサービス拡充			
<p>○「将来展望検討委員会」報告書(以下、「報告書」)でいう「地域で障がい者が安心して生き生きと生活できる」こと、「家族だけに過重な負担が課せられない」ことという、「施設から地域へ」の二つの前提条件はまだ十分に確保されていないのが神奈川県 の現段階です。例えば、グループホームが「強度行動障がい」がある人たちを受け入れるには、支援者の増員や専門性の育成、ハード面の整備が欠かせません。重度訪問介護は事業者も少なく、県外の事業者^に委ねられる場合もあります。神奈川県は、市町村だけに任せず、県単独を含めた施策展開と十分な予算を確保して、公的責任をきちんと果たして下さい。また、そうした人たちの受入れに必要な障がい福祉サービス報酬制度の改善を引き続き国に強く要請して下さい。</p> <p>○報告書では、地域での暮らし・日中活動・就労の場、文化スポーツといった余暇などについての実状が具体的に示されていません。特に県立施設の入所者を始め、重度の障がいがある人の地域生活移行を進めるにあたっては、県下のグループホームの運営(利用者の属性や利用状況、夜間を含めた職員配置や資格等、離職状況、事故及び事故防止体制、サービスの質の向上等)について、その現状を把握して課題を明らかにする実態調査を是非とも県として行ってください。そのうえで県及び市町村が取り組むべき施策を実施してください。</p> <p>○6月に神奈川新聞に連載された「やまゆり事件は問う」では、同紙の調査で、地域生活移行が進まない理由として「家族の84%が施設入所を望んでいる」を挙げていますが、家族等への啓発については「地域生活で本人に何を享受してもらおうのか」という、利用者にとっての地域生活移行の目的が支援者間で共通認識されていないのではないかと指摘しています。したがって、県はグループホームでの生活の実情やそのメリットについて、分かり易く説明する啓発資料やDVDの作成等を通じて、当事者やご家族等がもっと理解し易くなるようにして下さい。</p>			

○県は2010年の「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」で市町村の地域生活移行に関わる取組みを促進してきた経過がありますが、報告書を機に移行をさらに進めるのであれば、10年以上経過した大綱の到達度を客観的に評価して必要な見直しを行い、市町村への実効性のある支援体制を整備してください。

(3) 入所施設の役割

県立施設の221人(2021年3月末)を始め、入所施設には数多くの待機者がいる現状で、報告書にいう「入所施設の役割の縮小、転換」、「緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化」、「実質的な昼夜分離」等が、本当に県内の切実なニーズや地域サービスの現実を反映したものなのかどうか、関係諸団体や市町村の意見をさらに聞きながら、慎重に施策を検討してください。

高齢になった時、医療的ケアが必要になった時には入所施設が再選択の場になることもあります。入所しても地域サービスを使い続けることができるような制度の再設計も必要です。今の入所施設の暮らしそのものをより豊かにする改善も必要です。例えば、民間施設団体からは、その人の人生で必要に応じた選び直しができるような「通過も含めた循環型」の「地域拠点ホーム」を目指すべきであり、それは福祉専門職養成の場としても不可欠だという提案も出ています。

(4) 「強度行動障がい」がある人の支援

「強度行動障がい」がある人については、環境因子だけでなく、個人因子にも着目したきめ細かな支援が基本であることが関係者の一致した見解です。また、身体拘束に頼らない支援の実現には、報告書にいう「暮らし方」の見直しだけでなく、夜間であってもマンツーマン対応が可能な支援者の増員や職員の専門的育成が不可欠です。状態が不安定になってしまった場合にはマンツーマンでも支援が困難なのです。また、人材育成には、各事業者のこれまでの実践の成果を持ち寄り、支援方法のさらなる向上を図る「オール神奈川」の研修の仕組みづくりが望まれます。

(5) 県立施設の役割と存続

○「民間移譲も視野に入れ」、「福祉に関する先進的な研究や人材育成」に今後の役割を限定して検討するという報告書の方針は是非とも今一度見直して下さい。団体ヒアリングでは、圏域ごとに県立でなければ担えないニーズへの要望や期待が数多く出されていました。県立施設には県の実践報告会等で発信してきたノウハウ(過去11年間での県立施設の報告は全275件中71件)もあります。報告書で提起されているように、県立施設もグループホームや日中活動の場を設置し、地域生活移行を実証的に進めたり、ノウハウを他の施設に提供するといった、民間施設と連携した新たな役割や機能を担うことが求められていると考えます。

○県立施設入所者のグループホーム移行について、県では令和元年度から県単の補助事業を始めましたが、職員加配の実績は、令和元年度で2件、令和2年度では3件に過ぎませんでした。この補助制度を同入所者のグループホーム受入れのインセンティブになるよう、より充実させる必要があります。

(6) 県立中井やまゆり園の支援改善

虐待の根絶と不適切な支援見直しは当然の責務であり、指摘された諸問題を早急に是正していくことを強く願うところです。第三者から指摘を受けないと気付かない点多々あります。しかし、個々の職員の努力だけでは解決できない背景(県立施設のあり方に関する従来の県施策や人事異動制度など)があることも看過せずに、改善を進めることをお願いします。

調査はこれからも継続されますが、一連の調査を受けた現場の職員は疲弊し、メンタル不全も引き起こされていると聞いています。虐待調査は制裁のためではなく、再発防止のためのものであり、支援内容を改善しようとする職員の意欲を阻害することのないようにしてください。また、この問題を(5)の課題に短絡的に結び付けることなく、健康医療局所管を含めて、各県立施設の今後のあり方を建設的に検討してください。

(7) 報告書要約版の作成

「将来展望検討委員会」報告書は膨大であり、一般県民が読み切れるものではありません。県の施策につながる提言部分をまとめた要約版を作成して、当事者を含め広く県民に周知してください。

2 陳情の理由

2022年3月29日に「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書」が出されました。この報告書は、「20年後の神奈川の障がい福祉のあるべき姿」を示した今後の県行政を左右するものであり、当事者、ご家族、支援関係者を始め、多くの県民の理解を得ることが重要です。しかし、154ページに及ぶ膨大な分量なので、県民が十分に読み込んで、その内容を理解しているとは言えない状況だと思います。

また、「いわゆるバックキャストの考え方で、中長期的な視点から」議論されてきたものであり、重要な論点や提言も少なくありませんが、神奈川県は障がい福祉施策を反省的に振り返り、県内の実状、特に地域福祉現場の実態、様々な要求や願い、具体的問題点や課題を十分に調査し、分析した上での議論になり切れていなかった面が残されていると考えております。

私たちは、2021年2月22日に『神奈川県立障がい福祉施設「あり方検討」の継続と、関連する「県障がい福祉計画」の拡充について』を陳情させていただき、今年7月県議会でも「継続」となっていますが、求めていた「第三回目のあり方検討会議」に相当する「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」が今年3月で一旦終了し、報告書が出されたことを受けて、内容を改め再度今回の陳情を提出させていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。